ローカルからはじめる遺跡・遺産 ～ 太宰府市民遺産

Sites and Heritage in the Hands of Citizens “DAZAIFU Citizens’ Heritage”

城戸　康利（太宰府市教育委員会文化財課）
KIDO, Yasutoshi（Cultural Properties Section, DAZAIFU City Board of Education）

１．はじめに

太宰府市は古代の役所跡である「大宰府」をその名として受け継いでいる。それは、大宰府関連の遺跡が地域に伝わり、特別史跡３件、史跡５件が文化財指定され、市域面積の16％（市：29.58㎢、史跡：4.82㎢）を占めることでも示されている（さらに今後保護を要すべき範囲は130haほどが考えられている）。これらの遺跡は長い時間をかけて多くの人々が知る名所旧跡となり、現在では文化財指定されることにより誰もが認める客観的価値を有している遺跡となっている。一方、太宰府市域には古代からの歴史を引き継ぐ人々の暮らしぶりとそれに伴う遺産やその生活の痕跡も色濃く残っていた。これらは市域に広く伝わっていたが、昭和後半からの大小の開発により新しい太宰府市が創られると同時に、徐々にかつての太宰府の暮らしぶりと遺産等は潜在化し、もしくは消滅してきている。このように、指定文化財の価値と地域における大事さのギャップがあるのである。

史跡をはじめとする行政により指定された文化財も暮らしぶりやそのなかで形成されてきた遺産もその地に住んでいる人々、地域にとってはフラットに価値を持つものではないかと考えるようになった。つまり、対象に対しての価値のありようはさまざまにあり、文化財指定の価値のみが大事なのではなく地域にとっての必要性、機能（地域の自画像を描く装置）としての価値もあるということに気付いたのである。これらの価値を組み合わせて語ることにより、地域の中で温かく見守られて伝わる遺産が増え、そのことにより地域も幸福になってゆくことを考えたのである。

では、どのようにして遺産と地域の幸福な関係を築くのか？　文化財的価値を尊重する指定をはじめとした保護制度では、地域にとって価値ある遺産をカバーするには限界があり、そもそも恐らく地域にとっての価値は文化財の価値体系と違ったモノサシでその大事さがはかられるものである。違った価値の大事さによって行政が文化財指定等をすればせっかく地域で生きていたものが標本化する恐れも大きい。そこでわたしたちは、地域の皆さんにたずねてみた。「地域の大事なものを教えてください」「それはなぜ大事なのですか」「どのようにして伝えていきたいですか」と。わたしたちはそれをそっくりそのままふんわりとあるままに大事さを伝えていけることを考えてみた。

そのようにして、「太宰府市民遺産」は生まれた。それは、ローカルな価値を市や市民に理解してもらうことであった。そのため「皆さんは何を大事な遺産と思っているのですか」から始めてみたのである。

２．太宰府市の文化財保護

遺産の保護の全体構成は、①文化遺産をそのものとして見守る、②文化遺産を文化財として保護する、③文化遺産を太宰府市民遺産として育成する、の３つからなっている。

①は市民一人ひとりが大切に思う文化遺産を市民とともに行政も見守る、ということである。この段階で行政は積極的保存措置は行わず、地域や向こう三軒両隣、もしくは一家で大事にしているもの・ことがあるということを認知し、市民にひろく周知し、見守って行くこととしている。そのため、地域の人々とともに文化遺産をリストアップし目録化する文化遺産調査活動を継続的に行っている。次に目録をもとに定期的・不定期的にモニタリングを実施している。モニタリングと言っても学術的なものでなく、毎日の散歩で見て行く、地域での行事の際に確認するなど、普段の生活の中で気にしてもらうことを中心に行っている。目的や対象によっては専門家に協力を依頼することとしている。移動や更新、さらには滅失などの変化があれば目録に追記していく。さらに、目録をデジタル化し市ホームページで公開（所有者等の許可があるもの）している。この公開データは景観計画で活用され、建築等の行為を行う人は公開データを確認して文化遺産と調和する計画にして届出を行うこととなっている。

②はこれまで文化財行政の中心的業務の部分である。文化遺産について学術的調査を行い、文化財指定等を行う。その際には、太宰府市の標準的文化財として指定等

するものと、地域にとっての必要性が高いものを滅失させないために指定等を行うものがある。これらについては行政が積極的に関与して保護を進めていくことになるが、これまで世話をしてきた人々・地域との関係が切れないように慎重に行う必要がある。埋蔵文化財調査で新たに発見された遺跡は地域との関係を取り結んでいく過程が少ない中で、まず保存のために指定等されることが多い。指定等の後に遺跡を地域のものとしていく作業が重要であり、そのことにより遺跡が地域に必要なものとなり、永く伝えられる力となると考えられる。

③は地域の物語（社会的記憶）を文化遺産とともに育成していくものである。地域の物語は地域にとって必要な自画像であり、それを目に見える形で象徴するものが文化遺産である。翻ってみると文化遺産には大なり小なりの物語が伴っているのであり、であるから現在に伝わっているのであり、それが文化遺産の価値ともいえる。市民遺産はこれをそのままセットで伝えようとするものである。一方、地域の物語も文化遺産もいつの時点かで生まれて伝えられたものであり、伝えられるうちに変化もしてきている。また、多くはすでに失われてきてもおり、このような流れが物語と文化遺産の自然のありようと考えられる。そのような中、育成するとは、伝えられているものを地域にとって必要なものとしつづけることであり、新たな物語と文化遺産を発見することでもある。

①～③は排他的でなく、関係性を持って成り立っているのであるが、以下では③を中心に説明する。

３．太宰府市民遺産の概要

太宰府市民遺産は平成22年（2010）に条例化されたことによって、市の制度として成立した。そこでは市民からの市民遺産の提案を市も含めた第三者機関（「太宰府市民遺産会議」[1)]）が認定し、市が登録することによって公共の遺産とする方法をとっている。市民遺産は「市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産（文化遺産群を含むものとする。）及び文化遺産を保存活用する活動を総合したもの」（条例第２条）であり、太宰府固有の物語・文化遺産のリスト・行う育成活動がセットで提案される。

提案のためには、二人以上で育成活動を主体的に行う「市民遺産育成団体[1)]」を結成し（ご近所など任意団体から自治会や法人まで既成の団体でもかまわない。）市へ団体の登録を行う。これは、政治的・宗教的もしくは極端な排他的考えに基づく団体を排除するためのもので、登録団体をあらかじめ限定的に考えているわけではない。

次に市の文化財担当部署と相談しながら、太宰府固有の物語・文化遺産のリスト・行う育成活動が説明される提案書を作成していく。その際には、関係者、関係機関とも調整を行う。

提案書が整ったところで、「市民遺産会議」に提案を行う。市民遺産会議は市民（現在は育成団体の代表者）・事業者（各団体の代表者等）・市の協働組織であり、それぞれの立場の人が一つのラウンドテーブルに着いて、市民遺産についての議論を行う場で、そこで提案された市民遺産候補の認定を行う。認定の会議は公開で行われ提案団体の「説明」と議論により会議参加者が、太宰府にとって大事である、と「得心」、「納得」、「腑に落ちる」ことにより認定する。会議で協議がととのったものについて会議員は協議結果を尊重しなければならない（第32条）ことになっており、市民遺産を認定することは各関係者に遺産の保護を要請することになる。また認定

図－１．公開での市民遺産会議のようす（2013）

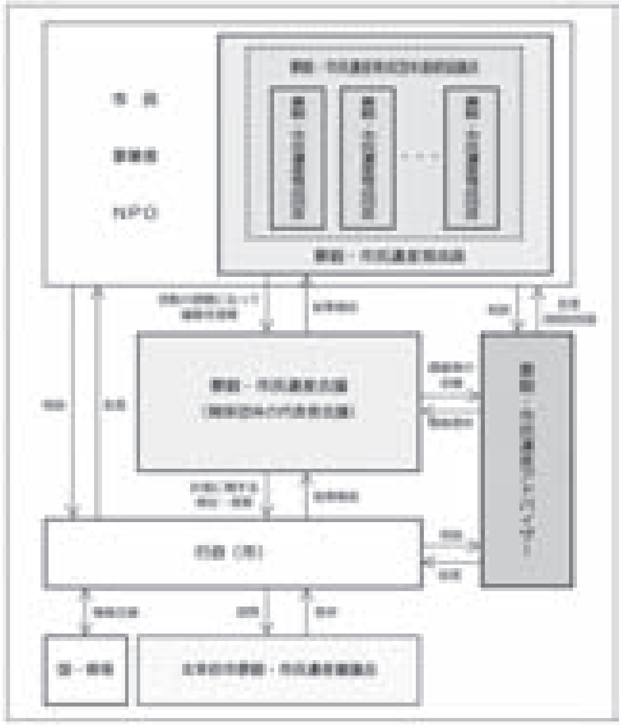

図－２．太宰府市民遺産の推進体制[1)]

の結果を、市が登録することによって行政の仕組みに引き込み、市による支援を可能としている。

市民遺産の目的は遺産を伝えていくこともあるが、地域なり遺産の周囲の人々が遺産を大事にする気持ち、愛情が途切れないように応援することである。遺産の近くの人々が関わることによって、遺産は長生きする。また、遺産によって遺産の近くの人々（範囲の広狭は多様であるが）が地域や人の集団としてのつながりを結んだり保ち続けたりする一助になることである。

平成22年度（FY2010）から認定のための会議を開催し、平成24年度までに認定された市民遺産は８件である。

（１）太宰府の木うそ（育成団体：太宰府木うそ保存会）

太宰府木うそ保存会は平成10年（1998）に発足した任意団体である。太宰府天満宮の正月の神事「鷽替」に使う「木うそ」（図－３）を作り、その技術の継承と普及に取組んでいる。

「木うそ」は400年ほど続く正月７日夜に行われる「鷽替」に使われる木製のウソという鳥をかたどったものである。「鷽替」は暗闇の中で人々がそれぞれ持つ木うそを交換することで身に降りかかる災厄を除くとされるもので、一年のウソを誠に替えるとも言われている。また、太宰府地域ではお守りとして家々の神棚に祭られる習慣もある。その製作は天満宮の神官を中心に行われていたが、現在は保存会が担っている。かつては、個人で作ったもので鷽替えに参加したり、なかには野菜で作られたものもあったと伝えられる。江戸時代からさまざまに形は変化し、全国の同様の行事にも影響を与えてきたが、昭和33年（1958）のブリユッセル万博に出品したものが現在の木うそのデザインとなっている。また、参道でも民芸品として販売されている。

文化遺産には「木うそ」の形態、製作技術（人）、原木採取地、「鷽替」神事、江戸時代以来の残っている木うそなどがあげられる。育成活動は「木うそ」や「鷽替」神事を伝える、広める。製作技術を伝えるための後継者育成。原木の安定供給のための森林の手入れ、を行っている。

（２）八朔の千燈明（育成団体：五條風の会）

五條風の会は「八朔の千燈明」（図－４）を伝えるために平成22年（2010）に五条区地域の自治会役員、子ども会、区民によって設立された。

太宰府天満宮の門前の一画の五条区で江戸時代に疫病が流行し多くの人々が亡くなった。地域の疲弊に困った五条区の人々が太宰府天満宮に願立てしたところ収まったため、お礼に八朔（旧暦８月１日）に千燈明を捧げることが始まった。戦前は青年団が中心にやっていたが、戦中に一時途絶えたものの、昭和38年（1963）に「昔、五条が八朔の千燈明のあっとったちゃけん、せないかんもんな」という長老のことばで地区の行事として再開された。現在は旧暦８月１日に近い９月１日に子どもを中心に太宰府天満宮境内参道で行われている。

文化遺産は行事そのものと行事に使う燈明道具。育成活動は五条区で行事を途絶えることなく続けること、である。

（３）かつてあった道・四王寺山[2)]の太宰府町道
（育成団体：四王寺山勉強会）

四王寺山勉強会は平成20年度（FY2008）から始めた文化遺産調査ボランティアの仲間が結成した任意団体である。四王寺山に関する歴史、遺産、環境、風景についての調査や勉強を行っている（図－５）。

「四王寺山の太宰府町道」は太宰府の街中から標高300m程の山を越えて、北側の山中にある隣の宇美町の四王寺集落へと続いていた。その道は約４㎞で、昭和40年代まで（～1974）集落の小学生が通い、集落の人が買い物に使い、牛に橇を引かせて荷を運んだ道である。町で薪などを売って酒屋で一杯やって橇に寝ていると牛が勝手に引いて家に帰ってくれていたそうである。現在は使われておらず荒れた山道になっているが、佇んでみると元気な小学生の声や橇引く音が聞こえるようである。

文化遺産は山道となった町道、四王寺集落である。育

図－３．パネル展示での「木うそ」

図－４．八朔の千燈明のようす

図－５. 四王寺山勉強会の山中での調査のようす

図－６．冨永朝堂のアトリエ「吐月叢」（手前は大宰府跡）

成活動はこの道の思い出や風景を四王寺山の日常の歴史のひとつとして後世に伝えるため、道を手入れして散策路にし、子どもたちの体験学習の場としてくこと。また、現在自治体が違う太宰府と四王寺山の集落とのつながりを忘れないことである。

（４）芸術家冨永朝堂

（育成団体：NPO法人歩かんね太宰府）

歩かんね太宰府は平成19年（2007）に、太宰府の新しいまち歩きをテーマに有志が集って結成された任意団体であったが、平成21年（2009）に法人化がなされた。春秋毎に太宰府を楽しんでもらうまち歩きを実施し年間1000人ほどを案内している。

冨永朝堂は、明治時代に博多で生まれ、長じて上京、山崎朝雲に師事し彫刻家となる。疎開で太宰府観世音寺の地に居を構え、著名な作家となったのちも昭和60年（1985）に没するまで住した。その人柄は気さくで人望を集め、観世音寺復興奉賛会[3)]設立発起人、筑紫美術協会初代会長を務めた。また、市内各所にそれぞれの由緒のある作品が多く存在するなど、太宰府に根差した活動をおこなった。

文化遺産は食糧難時に米と交換した農家に伝わる小品、小中学校にある彫刻、レリーフ、太宰府天満宮の神牛像、市役所壁面を飾る壁画（監修）、住居兼アトリエ「吐月叢」（図－５：昭和19年［1944］築）である。今後、個人所有の作品などが追加される予定である。育成

図－７．大宰府万葉会による歌碑めぐりのようす

図－８．大宰府政庁跡での時の記念日行事（右の丘が辰山）

活動は冨永朝堂の存在を伝え普及するために、まち歩きにコースを設け、作品、エピソードとともに案内する。

（５）万葉集つくし歌壇（育成団体：大宰府万葉会）

大宰府万葉会は平成９年(1997)に太宰府の歴史と文学を学ぶ講座をきっかけに発足した任意団体で、万葉集の勉強とイベントを通じて万葉集を伝える活動をしている。

万葉集約4500首のうち大宰府を舞台とした歌が200首あまり収められている。これらの中には場所を特定できるもの、情景や生活が想像できるものなど古代と現在の大宰府をつないでくれるものが多くある。

文化遺産は大宰府を舞台にした歌のなかでも、大伴旅人を中心に催された「梅花の宴」での歌、大宰府離任の水城での離任の歌など、また、歌にふさわしい場所に設置された歌碑群である。さらに、歌の情景を偲ばせる風景の場所も含まれる。これらを大宰府の人々の心に残すべく、年間を通した講座、講演会、梅花の宴の再現、学校への出前授業、歌碑めぐり、歌の力で風景を良くする目的で歌にふさわしい場所への歌碑の建立などの育成活動を行っている。

（６）太宰府における時の記念日行事

（育成団体：辰山会（ときやまかい））

辰山会は昭和10年代（1935～1944）に時の記念日を行っていた当時の教員と児童が、平成元年（1989）に再開するにあたってできた集団である。市民遺産を提案するにあたり改めて任意団体としたものである。

時の記念日は大正９年（1920）に東京天文台と生活改善同盟会が６月10日と定め、翌年から全国で記念行事を始めたものである。太宰府では古代の役所跡である大宰府政庁跡の東の丘「辰山（月山）」に漏刻台（水時計）が置かれた伝承から、大宰府政庁跡がある水城村の小学校（水城小学校）では昭和40年代まで（～1974）子どもたちが早朝に時間を決めて集まる行事がおこなわれていた。当時の子どもたちは集落ごとに練習を重ね、時間ぴったりに到着することに情熱を傾けていた。

文化遺産は、時の記念日の行事、集合する場所（大宰府政庁跡）、辰山（月山）、時の記念日の歌などである（図－８）。育成活動は６月10日に行事を開催すること、であるが、現在の水城小学校への参加を進め学校の行事として復活する活動を行っている。

（７）隈麿公のお墓（育成団体：榎文化保存会）

榎文化保存会は行政区である榎区の役員を中心に隈麿公のお墓を市民遺産に提案するために発足した任意団体である。

榎区には菅原道真が太宰府に左遷にあたって連れてきた子息である隈麿の墓と伝えられる墓がある。隈麿は太宰府に来た翌年（903年）に苦しい生活の中亡くなった。道真は息子を失った悲しみを漢詩「秋夜」に詠じている。明治初期の地誌「福岡県地理全誌」にも記載されている。いつの頃からか榎区の住民によって代々世話をされてきた。ここ数十年は近隣にお住まいの菊武さん夫妻が日々のお世話のほか、墓所にある六弁梅の世代交代をしたり（昭和30年；1955）、玉垣の交換（昭和60年；1985）を行ったりしていた。平成３年に夫の賢太郎さんが亡くなったのちは妻のトリさん（大正９年；1920生）がおひとりで毎日周囲の掃除、榊の取り換えなどをしている。

文化遺産は隈麿公墓、六弁梅、玉垣、菅原道真漢詩「秋夜」、「福岡県地理全誌」記事、掃除の道具などである（図－９）。育成活動は、これまで地域や菊武夫妻のやってこられた隈麿公の墓の世話を引き継ぎ、榎区の遺産として伝えていくことである。

（８）太宰府の絵師萱島家（育成団体：絵師萱島家保存会）

絵師萱島家保存会は江戸時代末から続く町絵師の家であり、萱島家および南画を顕彰、普及するためにご家族で発足した任意団体である。

太宰府では江戸時代後期に秋月黒田藩のお抱え絵師であった斎藤秋圃（しゅうほ）が居住し町絵師として活躍していた。絵師萱島家はここに初代となる鶴栖（かくせい）が門人となったことに始まり、平成まで４代５人が絵師を継いできた。なお、同じく秋圃の門人であった吉嗣（よしつぐ）家も梅仙（ばいせん）から絵師を３代にわたり輩出し、両家で太宰府に南画の家風を伝えてきた。萱島家はその後、秀山―秀岳―秀峰―秀渓と継がれてきた。彼らの絵は太宰府の旧家に多く保存されるのみならず、各地にその絵筆の跡を残している。秀渓は亡くなる平成20年（2008）まで博多松囃子大黒流の傘鉾や太宰府天満宮に奉納する絵馬を描くなど活躍した。現在は秀渓の子が５代目となるべく修行しつつ、秀山以来の居宅である「四王山荘」を改修し、太宰府南画美術館「聴松園」（図－10；現在は休館中）を開いた。

文化遺産は萱島家に保管されている絵画や画稿、文書、道具類、秀山以来の居宅である「四王山荘」、代々の石造物をはじめとする蒐集品である。育成活動は、まず家にある絵画、画稿等の資料を整理し目録を作成するなど基礎的調査を行い、萱島家の実像を明らかにする。美術館で展示を行い、絵師萱島家および南画を伝える。

３年で以上のようなバリエーションのある遺産が認定・登録された。これには育成団体の方々のかつてからの活動があってからこそであるが、市民遺産という仕組みの中で個人や地域での大事なものを文化財とは違った価値観で市の共通のものにできたと考える。

このような活動に対して市は金銭的支援を行っていな

図－９．隈麿公の墓と六弁の梅とトリさん

図－10．萱島家を伝える太宰府南画美術館「聴松園」

い。無目的な金銭的支援は結局、育成団体の自主独立性を徐々に損ない、金銭的支援なしで活動できなくなる恐れが大きいと判断したからである。それ以外の支援として、年一回の「太宰府市民遺産展」を育成団体と共同で開催し、遺産と活動を知って応援してくださる人々を増やしている。展覧会に際してそれぞれの市民遺産のパンフレットを作成している。また、市（文化財課）が困ったことの相談窓口・講演会やイベント等育成団体事業への参加や広報の手伝いなどを行っている。

4．太宰府市民遺産のこれからの課題

平成22年にスタートした市民遺産であるが、３年経過したところでの課題を整理しておく。まず、バリエーションが豊富であるためにわかりにくい、ということがあげられる。上記８件をみてもとにかく羅列されているだけのようにも見える。しかし、そこには育成団体の愛情と思いが確実にあるのである。このギャップをどう埋めていけるのか。それは、認定・登録の件数を増やしていくことで市民遺産がぼんやりとどんなものか見えてくるのではないだろうか。件数が増えると文化遺産が重複することも多くなると考えられ、行政や制度がそれをそのまま包摂的にとらえ続けることができるかどうかが市民遺産の行方を左右すると考えられる。

市民遺産は地域の自画像（社会的記憶）を描き続ける運動であるともいえるが、その担い手になり続けることができるのであろうか。登録・認定は行政が上から指定等するものでなく、自らの地域への愛情を表現するきわめてボトムアップな仕組みであるはずであるが、文化財的なもの、世界遺産的なもののように誤解して権威に変化すること、することを求められることが恐れられる。関わる人々が常々意識しておかねばならないことである。

また、認定・登録が進むと、育成団体・会議員から市民遺産というもののメリットが問われる。メリットは本来育成団体が志して愛情を持って活動することの顕彰であり応援であるはずであるが、金銭支援のインセンティブを求められることが出来する。育成団体の自主性・独立性とのバランスを取りながら、育成活動提案型の助成制度の必要を感じている。

太宰府市では市民遺産という名称はほとんどの人が知るところになっているが、その内容についてはけっして一般化していない。上記のようになにものか掴みようがないのである。これからは、このような人々に腑に落ちてもらい、自分たちの身近な社会的記憶を発見・表明してもらい、それらが多様な人々のなかで意識的にあたりまえに存在するように向かいたい。

5．おわりに

市民遺産は、遺跡や遺産はなんだろう、だれのためのものかと現場で問ううちに、答えのひとつとして出てきたものである。それは地域にとって必要なものであり、不要と思われたものはもはや忘れられるかこの世に存在しなくなっているのである。いまあるものは地域が必要としている。そうである以上は、地域の人々のものである、と考えた。そうすると行政が握っている遺跡や遺産が多く、厚く保護されていることに気付く。

しかしこのような情況は現行の行政制度が崩壊した場合、遺跡や遺産は果たして必要なものとして生き残っていけるであろうかと不安になる。

生き残っていけるためにも、遺跡・遺産は地域の人々のなるべく近くにあり、必要とされる機能を発揮できるようにしていくことが遺跡・遺産が長生きすることに繋がると考える。

【注】

１）景観計画とセットで制度化されているため正確には「景観・市民遺産会議」「景観・市民遺産育成団体」である。ここでは煩雑になることを避けて「景観・」を省略している。
２）四王寺山は全山が特別史跡大野城跡に指定されている。四王寺山勉強会は古代山城の大野城ばかりでなく、通時的にひろく見るために地域の通り名である「四王寺山」を使用している。地図には「大城山（おおぎやま）」と表記される。
３）観世音寺復興奉賛会は戦後荒れていた観世音寺を復興するために元福岡市長河内卯平を中心に結成され、各界を勧進し金堂等を修理した。また、この運動が昭和34年の観世音寺宝蔵の建設につながる。観世音寺は天智天皇が母斉明天皇の追善のために発願した寺院である。

【参考文献】

太宰府市（2005）：『太宰府市文化財保存活用計画』
太宰府市（2011）：『太宰府市民遺産活用推進計画』
太宰府市（2011）：『太宰府市景観まちづくり計画・景観計画』
太宰府市民遺産HP：http://www.市民遺産.jp/
太宰府市文化遺産調査ボランティアブログ：
http://www.kotodazaifu.net/i023/diary.cgi

Abstract: Historical/Archeological Sites and Cultural/Natural Heritage are indispensable for us to draw portrait of our local community. On the other hand, it has been so rapid changes in the community in recent years while we may have forgotten and/or destroyed such sites and heritage without our enough examination. Dazaifu City local government have been exploring to construct the expected and good relationships between community/citizen and sites/heritage, along with the method to realize the comprehensiveness and to return the sites and heritage to the hands of citizens by the three actions as follows; (i) to watch the sites and heritage in the entire citizenhood, (ii) to protect the sites and heritage as cultural properties, and (iii) to rediscover and renovate the value of the sites and heritage as Citizens' Heritage. "Dazaifu Citizens' Heritage" is consisted from the set of three components; (i) the stories unique to Dazaifu City Area, (ii) the cultural heritage sites reflecting such stories, and (iii) activities to foster such heritage sites. The criteria to be certified as "Dazaifu Citizens' Heritage" have been expressed as the citizens' "consent". There have been already certified 8 cases from FY2010, while it has been seen also some problems due to the institutionalized.